

漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案の趣旨及び概要について

1 趣旨

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行により、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正され、特別管理特定水産資源（くろまぐろ）に係る報告義務違反を継続して行うおそれがある漁業者に対し、停泊処分等が可能となったことに伴い、漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等（令和2年11月16日付け2水管第1550号水産庁長官通知。以下「処分基準等」という。）について、所要の改正を行う。

2 概要

- ① 処分基準等第2では、農林水産大臣が法第27条に基づく停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（以下「停泊処分等」という。）を行うときの具体的な基準等が定められている。

改正法により、年次漁獲割当量設定者が法第26条第2項に違反して特別管理特定水産資源に係る報告義務違反を継続して行うおそれがあるときは、農林水産大臣が法第27条に基づく停泊処分等を行うことができることとされたため、法第26条第2項に違反した者に対する停泊処分等の具体的な基準等を定める。

- ② 処分基準等第5では、農林水産大臣が法第34条に基づく停泊処分等を行うときの具体的な基準等が定められている。

改正法により、I Qによらない管理区分において特定水産資源の採捕をする者が法第30条第2項に違反して特別管理特定水産資源に係る報告義務違反を継続して行うおそれがあるときは、農林水産大臣が法第34条に基づく停泊処分等を行うことができることとされたため、法第30条第2項に違反した者に対する停泊処分等の具体的な基準等を定める。

- ③ その他軽微な修正

3 施行期日

令和8年10月1日（予定）